

～複数の事業所で社会保険適用になったときの手続き～

- Q 掛け持ちをしているパート従業員から、他の事業所で週 20 時間以上勤務になるので短時間労働者として社会保険に加入が必要だと言われたそうです。そのパート従業員は当社では週 30 時間以上勤務で、既に厚生年金と東食国保に加入済みです。当社では脱退の手続きが必要でしょうか？
- A 二箇所以上の事業所でそれぞれ社会保険の適用基準を満たしたときは、どちらかの事業所の社会保険を脱退するのではなく、それぞれの事業所で社会保険の加入手続きを取ることが必要です。(雇用保険と取り扱いが違います)

あとは従業員本人が、事実発生から 10 日以内に、主たる事業所をどちらにするか決めて「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を選択した事業所を管轄する年金事務所または事務センターに提出します。

保険料は、それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額が決定され、その決定した標準報酬月額による保険料額をそれぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分した額を納めます。

健康保険については、選択した事業所の健康保険に加入することになります。ただし、他の事業所が協会けんぽに加入の場合は東食国保を選択することはできません。その従業員は協会けんぽに加入することになり、健康保険料も協会けんぽの保険料が適用されます。

仮に他の事業所を退職した場合でも、東食国保には再度加入できません。引き続き協会けんぽに加入となりますのでご注意ください。

手続にお困りのことがございましたら東京食品労務管理センターが承っておりますのでご相談ください。

【お問い合わせの連絡先】

電話・FAX での TEL. **03-5828-7202**
お問い合わせは FAX. **03-5828-7203**

労務管理センターのホームページをご覧ください。

<https://www.tflmac.com>



社会保険労務士法人

東京食品労務管理センター

〒111-0042 東京都台東区寿 4-15-7